

II 軽種馬取引に係る各種契約書について

II 軽種馬取引に係る各種契約書について

1 はじめに

産駒生産目的のため牧場で飼養している繁殖牝馬を分類すれば、自己の所有する繁殖牝馬と、第三者が所有する繁殖牝馬となり、後者は第三者との預託飼養契約に基づくいわゆる預託馬と、仔分け飼養契約に基づくいわゆる仔分け馬となる。

自己有馬においては、生産した産駒を販売して、預託馬においては、生産した産駒を含めた預託料によって、仔分け馬においては、生産した産駒の販売代金の中から対価を収受することによって、それぞれ収益を上げる。

このような取引では、前述したとおり、預託料の未収、受託馬の疾病や事故発生の各リスク、並びに売却代金の未収、売買対象馬に瑕疵があった場合及び引渡前の疾病や事故の発生の各リスクがある。このため各態様の契約内容を明確化し、リスク発生を出来る限り解消するため、繁殖牝馬の預託契約、定額型・定率型・仔分け型の各仔分預託契約および産駒の売買契約、これに育成馬の預託契約を加えたものを作成した。

これらの契約書を作成するにあたっては、市場取引に関与する方々や、農協などにおいて生産者の相談を受けてきたいいわゆる第一線の実務担当の方々の意見を参考にさせていただき、これまで議論されてきた事項について統一した見解を明らかにすることにした。

2 軽種馬売買契約書（改訂検討事項）

1) 瑕疵担保責任第9条について

① 現条項

9条1項は、「甲は、本売買契約の際、当該馬に関し発見できなかった瑕疵（この瑕疵は、月盲、白内障、黒内障、緑内障の何れかの疾病又はさく瘻に限られる。）があることを本売買契約後2週間内に発見し、これを乙に通知したときは、本売買契約を解除することができる。」と定めている。

この条項で、甲は買主、乙は売主の呼称であり、以下記載の条項もこの呼称を用いる。

② 瑕疵事由

ア 現条項では、悪瘻については、さく瘻のみを瑕疵としているが、北海道市場およびセレクトセールの売買契約書では、さく瘻に加え、旋回瘻、ゆう瘻および身喰いも瑕疵としている。

検討会の出席者からは、現状の取引では、買主がさく瘻よりも旋回瘻やゆう瘻を問題にすることが多いこと、海外における市場においても、旋回瘻やゆう瘻が瑕疵とされていること、および北海道市場と庭先取引との間で取扱いを異にする合理的理由が見出し難いなどの指摘がなされ、北海道市場の規定に合わせることにした。

イ その他、北海道市場では、「一眼以上の失明」「去勢」および「全身麻酔を伴う外科手術歴」が瑕疵事由とされている。

セレクトセールでは、「開腹手術歴」「骨折に起因する手術歴」および「去勢」が瑕疵事由とされている。

今回の改訂では、北海道市場の条項に合わせ、これらも瑕疵事由として追加することとした。

③ 権利行使期間

現条項では2週間となっているが、北海道市場では市場終了日の翌日から10日間、セレクトセールでは落札日の翌日から10日間となっている。

北海道市場およびセレクトセールでは、市場開催が数日にわたった際に差異が生じる。

この点に関し、出席者からは、取引を早期に安定させるために北海道市場と同様、10日と短縮すべきとするもの、および当該馬の引渡が権利行使期間内におこなわれることが少ないなどの取引の現状を考えると、権利行使の期間を短縮することが、買主に瑕疵発見の機会を奪うことになりはしないかなどの意見が出された。

買主が権利行使期間内に獣医師立会いのもとで引渡を受ければ瑕疵を発見することは可能であることから、北海道市場の取扱いと同一にすることとし、「契約締結の日の翌日から10日間」とすることにした。

④ 権利行使の方法

現条項では、買主が売主に通知するとされている。

北海道市場およびセレクトセールでは、診断書を付した書面をもって市場開設者に届け出るとされている。

市場取引では、瑕疵の存否の判断に市場開設者が関与していることから、診断書の添付を求められている。売主と買主との間の相対取引では、診断書の添付まで求めるべきではないと判断し、通知を書面によるものに変更にとどめることとした。

⑤ 改訂条項

以上の検討に基づき、現9条を以下のとおり改訂する。

「甲は、本売買契約の際、当該馬に関し発見できなかった下記瑕疵があることを本売買契約締結日の翌日から10日以内に発見し、これを乙に書面で通知したときは、本売買契約を解除することができる。

記

- (1) 悪癖（さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い）
- (2) 目の異常（白内障、黒内障、緑内障）、月盲、一眼以上の失明
- (3) 去勢
- (4) 全身麻酔を伴う外科手術歴

2 前項以外の瑕疵および上記期間後に書面で通知された瑕疵については、本売買

契約の解除原因とすることはできず、乙は甲に対し、何らの責任も負わない。」

2) 危険負担

① 現条項

第11条は、「甲は、本売買契約の締結により、当該馬の所有権を取得したものと
する。

2 前項の当該馬の所有権移転をもって、甲は当該馬に係る危険を負担するものと
する。」

と定めている。

② 現条項では、売買契約後、当該馬の引渡までに売主の責任とならない事由で当該馬が死亡した場合、買主は残代金を支払わなければならない。

売主が善良な管理者の注意義務を怠った場合には、危険負担の問題ではなく、逆に買主から売主が債務不履行責任を追及されることになる。

北海道市場では、せり落とし人が決定したときをもって売買契約が成立し、当該馬の所有権が買主に移転し、危険負担も買主に移転する。

セレクトセールでは、危険負担は落札と同時に買主に移転するが、当該馬の所有権は売買代金完済をもって買主に移転するとされている。

危険負担が買主に移転することで生じる紛争を予防するため、市場開設者が損害保険料買主60%負担、売主40%負担として損害保険に加入することになっている。

北海道市場では損害保険加入を義務づけていない。

売買契約第12条では、「甲は、当該馬の死亡等の損害を補填するため、その選択により育成馬保険に加入するものとする。」と損害保険について言及しているものの、買主に加入を義務づけていない。

③ 現状では、損害保険加入を買主に義務づけることはできないので、従前の条項を維持することとした。

3) 違約金

① 現条項

第10条2項は、「……違約金として売買代金の（空欄）%相当額を支払わなければならない。」と定めている。

② 上記条項では、違約金は売主と買主が協議して定める体裁をとっている。

北海道市場およびセレクトセールでは、違約金の額を売買代金の50%相当額としている。

③ 売主は、代金不払いなどを理由に売買契約を解除した場合、買主に対し損害賠償の請求をおこなうことができるが、その立証には困難が伴うので、違約金の定めを予め約定しておくことは有用である。

出席者からは、現条項のように空欄にしておき、売主および買主の合意に委ねてしまうと、買主の反対で違約金の合意ができないおそれがあるので、北海道市場お

よびセレクトセールと同様、パーセンテージを決めておいた方がよいとの意見が出された。

検討の結果、違約金を50%相当額と記載しておき、買主がこの違約金のために同意しないときは、当該部分を訂正する方式とした。

④ 改訂案

「……違約金として売買代金の50%相当額を支払わなければならない。」

4) 遅延損害金

① 現条項

第5条2項は、「甲が前項の承諾を得ることなく取引期日を徒過したときは、甲は乙に対し、取引期日の翌日から引取り済みに至るまで、第7条に定める当該馬の飼養費と、これに飼養費の（空欄）%相当額を加算した金員と消費税を支払わなければならない。」と定めている。

現条項には、売買代金に関しては遅延損害金の定めがない。

② 飼養費に関しては、違約金と同様、売主と買主との協議でパーセンテージを決める形をとっているが、セレクトセールでは、遅延損害金を20%相当額としている。

遅延損害金の定めをしなければ、その取引形態により民法所定の5%か、商法所定の6%となる。

20%とするとの意見もあったが、今回の改訂では、飼養費および売買代金に関し10%相当額とすることとなった。

③ 改訂案

ア 第3条2項を新設（売買代金）

「2 甲が前項に定める支払期日における売買代金の支払いを怠ったときは、甲は乙に対し、支払期日の翌日から完済に至るまで、年10%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。」

イ 第5項2項の改訂案（飼養費）

「2 甲が前項の承諾を得ることなく取引期日を徒過したときは、甲は乙に対し、取引期日の翌日から引取り済みに至るまで、第7条に定める当該馬の飼養費と、これに飼養費の10%相当額を加算した金員と消費税を支払わなければならない。」

5) その他

① 当該馬の所有権は、前述のとおり売買契約の締結と同時に買主に移転する。これは、代金完済と同時に買主に移転するとのセレクトセールの売買契約書と異なるが、北海道市場の条項および危険負担がこの所有権移転と連動して買主に移転することから、現状を維持するものとした。

② 引渡までの注意義務

現条項では、売主は当該馬引渡まで善良な管理者の注意義務を負うとされている。セレクトセールでは、この注意義務より軽い「自己のものと同じの注意義務」を

負うとされている。

売買契約の成立により、買主の所有となった当該馬を売主が預かるのであるから、従前と同様、善良な管理者の注意義務を維持することとした。

3 繁殖牝馬預託契約書

1) 期間内解約について

- ① 原則は期間内解約はできないこととした。
- ② 例外として、やむをえない事由があるときは1カ月の猶予期間をもって解約できることとした。

やむをえない事由との文言は「当事者が雇用の期間を定めた場合であっても、やむをえない事由があるときは、各当事者は直ちに契約の解除をすることができる」(民法628条)とある。この条文の解釈については、雇用契約を締結した目的を達するにつき重大な支障を惹起する事項(大審院の判例)、其事由の存するに拘わらず雇用契約を継続せしむることが、一般の見解上著しく不当又は不公平なりと認むべき事実(学説)、天災地変その他の事由で事業の継続が困難になったときなどをいう(学説)とあり、よほどの事由でなければ、やむをえない事由とは認められないことを明らかにしている。

2) 預託料の不払いがあった際の代物弁済による回収(4条4項)

不払いが一定額に達したときに、代物弁済完結の意思表示をおこなって繁殖牝馬と産駒の所有権を取得できる。

所有権を取得するためにはこの意思表示をおこなうことが不可欠とあるので、この書式も作成した。

不払額の目安は一応3カ月分と考えている。

代物弁済完結の意思表示をおこなったあと、繁殖牝馬と産駒を処分して未払いの預託料等に充当し、残余があれば買主に返却し、不足分があればこれを請求する(4条5項)。充当できるのは未払いの預託料、売却に要した費用、未払いの預託料の各支払期日の翌日から売却した日までの年5%の遅延損害金(未払預託料10万円、その支払期日が8月末日の場合、10万円に対し9月1日から売却の日までの5%の金利分)である。

馬主に対する精算通知書も作成した。

3) 産駒の引渡時期(6条)

引渡時期を徒過した場合のペナルティー(6条3項)を定め、徒過後は注意義務を故意又は過失と軽減した(7条2項)。

4) 契約の解除

買主と売主に契約違反があったときは無催告で解除でき(12条1項)、買主の契約

違反の場合には、引取まで基本預託料の2倍を支払うとのペナルティーの定めをした(12条2項)。

4 仔分契約書

1) 仔分けの条件の傾向およびその形態

- ① 平成17年度軽種馬生産費調査(軽種馬生産に関する調査報告書・日本中央競馬会刊)において、仔分け馬は39頭で、その条件は別添「仔分け分収条件」記載のとおりである。

昭和53年の調査時と比較すると、平成17年度の調査では、仔分けの条件が明確化されたこと、および主たる紛争の原因となっていた産駒の評価額を馬主と生産者が協議して定めるという方式は1件にとどまっている。

仔分けの条件を検討すると、大まかな傾向として、仔分けは分収率50%とする定率型、牝200万円、牝150万円とする定額型、一頭ないし二頭の仔返しをする仔分型になっている。今後は、定率型(生産者の分収率50%または60%)と定額型が主流となっていくものと思われる。

- ② 形態ごとの対価の定め

仔分けの対価は、定率型では、産駒を第三者に販売してその販売額から販売に要した費用を控除した残額を、馬主と生産者が合意した比率に従って算出した金額となる。

この形態では、売却する時期、庭先取引か市場かの売却方法、この売却の手続を誰がおこなうかが問題となる。

定額型では、対価とその支払時期が明確となっている。中途解約や不妊等で産駒を得られなかった際の対価の補填が問題となる。

- ③ 定率型における産駒の所有権

定額型については、その実質は繁殖牝馬の預託契約に近いことから、その産駒の所有権は馬主にあると考えてよい。定額型において念のためこの規定を置いた。

仔分け型においては、その帰属によって産駒の所有権は明確となっている。

定率型では、馬主と生産者の共同事業という色彩が強いことからみて、分収率を共有比率とする共有と解すべきである。定率型では、契約書中にこの旨の規定を置いた。

2) 仔分(定額型)預託契約書

- ① 対価については、牝、牝問わず同額の場合と、牝と牝別個の場合に分けた(5条1項)

- ② 期間

ア 期間の更新の拒絶については、原則として産駒出産前は更新拒絶ができないこととし(2条3項)、やむをえない事由があるときは、馬主は次の金員を払って

更新拒絶ができることとした。

- a 受胎しているときは合意された対価の倍額
- b 不受胎のときは合意された不受胎補償費の倍額

イ 期間内解約（2条4～6項）については、原則としてできないこととし、やむをえない事由があるときは、馬主は次の金員の合計額を払って解約ができることとした。

- a 産駒のあるときは合意された対価
- b 受胎しているときは合意された対価の半額
- c 不受胎のときは合意された不受胎補償費

（したがって、当才の産駒がいる受胎中の繁殖牝馬の仔分け契約を解約するときは、対価+対価の1/2を支払うこととなる。）

更新の拒絶と期間内解約に制限を設けたのは、仔分契約に対する対価を確保するためである。

③ 種付料の負担は、原則として馬主負担とし、これと異なる合意をした場合は「甲と乙折半して負担する」などと記載する（4条）。

④ 不受胎の場合の補償についてはこれを合意して記載する。補償費は繁殖牝馬の1年間の飼養料を基本として定め、その支払時期は種付けをした翌年（6条）とした。

⑤ 産駒の引渡時期

ア 引渡時期を明記し、これを超えて産駒の飼養を希望する場合には、予め預託料の定めをしておくこととした（7条2項）。

イ 引渡時期に引き取らない場合

飼養費はペナルティーを考慮し、通常の1.5倍か2倍の金額を定めること（7条3項）。この場合に生産者の注意義務を故意又は重大な過失と軽減した（3条2項）。

⑥ 危険負担の約定

生産者の責めによらない事由により産駒に事故等が生じて、将来競走馬として使用できないことが判明したときは、馬主は合意した対価を支払う（10条2項）。

⑦ 繁殖牝馬の所有権の無償譲渡について

特約した場合には特約「有」に○をしたうえで、譲渡の時期を記載することとした（15条）。

3) 仔分（定率型）預託契約書

① 更新の拒絶については産駒ができない間は更新の拒絶ができないこととし、馬主はやむをえない事由があるときは、受胎しているときと受胎していないときに、それぞれペナルティーを支払って更新を拒絶できることとした（2条3項）。

② 期間内解約については原則としてできないこととし、馬主にやむをえない事由が

あるときは、産駒があるとき、受胎しているとき、不受胎の場合の3つに分けたペナルティーを支払って、解約できることとした（2条6項）。

- ③ 産駒の所有権については前述したとおり、両者の共有であることの確認条項を置いた。（5条）
- ④ その他、分収率の定め（6条）、販売方法（7条）、不受胎時の補償（8条）、事故等が発生した場合の危険負担（11条）、繁殖牝馬の無償譲渡の特約（16条）などの条項を置いた。

4) 仔分（仔分型）預託契約書

- ① 期間の設定については仔分型なので長期が前提となろう（2年目に取得するのであれば、最低でも2年、1頭返しの場合は産駒の引渡ころまでとなる）。

期間内解約については原則としてできないこととし、馬主にやむをえない事由があるときは、生産者取得の産駒を受胎している場合と、その他の場合に分け、それぞれ合意したペナルティーを支払うことで解約できることとした。

ペナルティーの額は、受胎している場合は定額（200～300万円）、その他の場合は1年間程度の飼養費（80～100万円）と定めるべきである。

- ② その他、産駒の帰属、産駒の引渡時期（6条）、引渡時期を徒過した場合のペナルティー（6条3項）、注意義務の軽減（3条2項）、繁殖牝馬の無償譲渡（13条）に関する各条項を置いた。

5 育成馬預託契約書

- ① 期間については1カ月間を単位とし（2条1項）、やむをえない事由がなければ期間内解約はできないこととし、やむをえない事由があるときは10日間の予告期間をもって解約できることとした（3条2項）。
- ② 飼養費不払の際の処理として代物弁済予約の条項を置いた（4条4項）、
- ③ その他、契約解除後の注意義務の軽減（6条2項）、他施設を利用した場合の費用負担と発生した事故の処理（9条）、契約解除後、育成馬引渡までのペナルティー（10条2項）などの規定を置いた。

(参 考)

軽種馬売買契約書の改訂事項新旧対照表

No	検討事項	該当 条項	新 (改訂後)	旧
1	瑕疵担保責任 ①瑕疵事由 ②権利行使期間 ③行使の方法	第9条	<p>甲は、本売買契約の際、当該馬に関し発見できなかった①下記 の瑕疵があることを②本売買契約の日の翌日から10日以内に発 見し、これを③書面にて乙に通知したときは、本売買契約を解除 することができる。</p> <p>記 (1) 悪癖(さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い) (2) 目の異常(白内障、黒内障、緑内障)、月盲、一眼以上の失明 (3) 去勢 (4) 全身麻酔を伴う外科手術</p>	<p>甲は、本売買契約の際、当該馬に関し発見できなかった①瑕疵 (この瑕疵は月盲、白内障、黒内障、緑内障の何れかの疾病又は さく癖に限られる。)があることを②本売買契約後2週間内に発見 し、これを③乙に通知したときは、本売買契約を解除することがで きる。</p>
2	所有権の移転時期	第11条	(現行どおり)	<p>甲は、本売買契約の締結により、当該馬の所有権を取得したも のとする。</p>
3	危険負担	第11条 2項	(現行どおり)	<p>2 前項の当該馬の所有権移転をもって、甲は当該馬に係る危険 を負担するものとする。</p>
4	引渡までの注意義務	第6条	(現行どおり)	<p>乙は、第4条記載の引渡期日まで、当該馬を善良な管理者の注 意義務をもって、飼養管理する。</p>
5	違約金	第10条 2項	<p>2 前項により本売買契約が解除された場合には、甲は、乙に対 し、その違約金として売買代金の50%相当額を支払わなければな らない。</p>	<p>2 前項により本売買契約が解除された場合には、甲は、乙に対 し、その違約金として売買代金の %相当額を支払わなければな らない。</p>
6	遅延損害金	第5条 2項	<p>2 甲が前項の承諾を得ることなく引取期日を徒過したときは、甲 は乙に対し、引取期日の翌日から引取り済みに至るまで、第7条 に定める当該馬の飼養費と、これに飼養費の10%相当額を加算 した金員と消費税を支払わなければならない。</p>	<p>2 甲が前項の承諾を得ることなく引取期日を徒過したときは、甲 は乙に対し、引取期日の翌日から引取り済みに至るまで、第7条 に定める当該馬の飼養費と、これに飼養費の %相当額を加算し た金員と消費税を支払わなければならない。</p>
7	損害保険	第12条	(現行どおり)	<p>甲は、当該馬の死亡等の損害を補填するため、その選択により 育成馬保険に加入するものとする。</p>

(平成27年10月23日の軽種馬経営高度化指導研修事業のツール改訂現地意見交換会の意見等を反映した改訂)

